

分科会7

権利擁護とリカバリー

コーディネーター：四方田清（順天堂大学・公益社団法人日本精神保健福祉士協会）

松田裕児（成田市社会福祉協議会）

三木良子（東洋大学）

シンポジスト：渡口泰子（ドリームファクトリー）

南川学（法テラス千葉法律事務所）

野村忠良（東京都精神障害者家族会連合会「東京つくし会」）

渡辺由美子（市川市南八幡メンタルサポートセンター）

この分科会は、今回の精神保健福祉法改正に関わる「保護者制度の見直し」など、大きな変革が進む中、精神障害者の社会参加や自立に対する社会の受け止め方などを「権利擁護とリカバリー」という視点で改めて考えてみたいと思い、企画致しました。今回もシンポジウム形式を取りながら、当事者の方やご家族はもちろんのこと、特に行政の立場で実践をされている精神保健福祉士の方、さらには千葉県で精神障害者の支援に積極的な取り組みをされている弁護士の方にも話題提供をお願いしました。

また、進行方法として、参加された方々も積極的にディスカッションに参加していただきたいと考え、分科会を二部構成とし、[第1部]シンポジストの話題提供、[第2部]グループディスカッション(5グループ:各シンポジストが入る)を新たに取り入れました。

シンポジストの話題提供について、概要は以下のとおり。

渡口泰子さん（当事者の立場から）

今回の法改正では、保護者制度の見直しが行われたが、強制入院である従来の医療保護入院はそのままであり、特に今まで家庭裁判所の選任審判が必要だった保護者ではなく、家族であれば誰でも医療保護入院が成立してしまう。利害関係のある家族によって、強制的に入院させられる可能性もあるのはおかしい。法改正とは言えず、今後の法の運用のあり方を見守っていかなくてはならない。

野村忠良さん（家族の立場から）

日本における精神障害者施策において、家族の役割が大きすぎる。心の支援(サービス)として、外に出て行く支援がない。精神障害者支援は家族や専門家の問題ではなく、社会全体の問題である。誰もが関心を持たず放置されてきた精神障害や精神科医療に関して自分とは関係のない事柄、軽く見られている、誰もが問題にしない社会「麻痺した社会」の現状について話された。

渡辺由美子さん（行政の立場から：精神保健福祉士）

身近な市町村での実践、しかし、市町村だからこそ数多くの課題もある。制度の充実、都道府県との関係性、他障害から遅れている施策とは、市独自での精神保健福祉相談やボランティアなどの提供などでも困難がある。行政職として専門職として、権利擁護を推進するため、公正中立な役割を取るのが難しい場面もある。

南川学さん（法律家の立場から：弁護士）

弁護士は「社会正義」を持って業務に当たる職種である。全国に3万2千人の弁護士。

身近な法律家とはいえ、精神障害者や家族の方にとっては遠い存在なのかも知れない。精神障害者へのアクセス、ごく限られた熱心な弁護士のみが関わってきた。刑事事件などでは精神科に通院歴のある方もいる。今後は精神科病院への出張法律相談などでも関わりを持っていきたい。法テラスは非営利性、公共性のある相談機関であり、積極的に利用して欲しい。

今回の分科会は、シンポジストだけでなく参加された50名あまりの参加者の方々が、時間一杯、笑顔で発言（ディスカッション）されていたのが印象的であった。シンポジウムとグループディスカッション、今回のこの方式は参加者全員が一つとなり、権利擁護とリカバリーについて意見交換ができたのではないかと考えている。

《四方田清（順天堂大学・公益社団法人日本精神保健福祉士協会）》